

〔論文〕

# 沖縄諮詢会および沖縄民政府における 社会福祉：1945年～1949年

石井 洗二<sup>†</sup>

## — 目 次 —

1. はじめに
2. 沖縄諮詢会の社会事業部
3. 沖縄民政府
4. 救済状況
5. 託児所
6. 宮古、八重山、奄美における救済
7. おわりに

キーワード：食糧配給、沖縄住民救済規程、託児所

## 1. はじめに

本稿では、1945年から1949年までの沖縄における社会福祉について、諮詢会社会事業部の活動、1946年から1949年までの救済状況、1947年の託児所規則などを考察する。

1950年から始まった基地建設によって沖縄社会は大きく変容する。社会福祉に関しても1950年頃から組織的、計画的な取り組みが始められるようになる。しかしそれ以前は、孤児院・養老院および沖縄厚生園（石井洗二2006）があったほか

---

<sup>†</sup> ISHII, Senji 本学社会福祉学部教授

は、沖縄民政府による生活困窮者に対する救済が社会福祉行政の中心であった。

我喜屋良一（1971）は戦後沖縄の社会福祉を「前史的段階」（1945年～1951年）、「制度の発足段階」（1952年～1961年）、「制度の整備拡充期」（1962年～）と区分している（我喜屋良一1971：31）。一方で、我喜屋良一（1960）は琉球政府による生活保護法（1953年）以前の公的扶助の展開を「宣撫賑恤期」（1945年～）「自立蹣跚期」（1946年～）「態勢樹立期」（1950年～）と区分している（我喜屋良一1960、引用は我喜屋良一1994：3）。本稿では、川添雅由（1999）に倣い後者の区分を用いた。

周知のとおり、1972年施政権返還までの沖縄は、米軍側の統治機構として1950年までは軍政府（Military Government）、1950年12月からは米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands：USCAR）によって統治されていた。また、これとは別に沖縄住民による行政機構として、1945年8月沖縄諮詢会、1946年4月沖縄民政府、1950年11月群島政府（沖縄・宮古・八重山・奄美）、1952年4月琉球政府が設置されていた。本稿が対象とするのは、沖縄諮詢会と沖縄民政府の時期である。

関連する主な先行研究として、我喜屋良一（1960）、我喜屋良一（1971）、我喜屋良一（1981）、川添雅由（1999）などがある。また、食糧配給については『沖縄食糧五十年史』（沖縄食糧株式会社創立50周年記念史編集委員会2000）第1章「戦後の食糧配給」が詳しい。本稿ではそれらを参考にしつつ、改めて史料に即しながら考察を進めていきたい。また、本稿の内容の一部はすでに石井洗二（2005）で考察を行った。『琉球史料』所収の史料や『諮詢会記録』『民政府記録』などはそこで詳述したため、本稿ではそれとの重複をできるだけ避けた。

なお、資料的な制限により、本稿で取り上げるのは主に沖縄島の事柄に限られる。先島に関しては、判明する限りのことを列挙するにとどまる。

## 2. 沖縄諮詢会の社会事業部

地上戦が行われるなか、日本軍の軍人軍属は戦争捕虜として収容され、それとは別に、沖縄住民は各収容所に集められた。収容地区は変動を経て、沖縄島に12地区、周辺離島に4地区と整理されていく（西敦子2006：108）。西敦子（2006）

は沖縄島の収容地区を、辺土名、田井等、瀬嵩、大浦崎、宜野座、古知屋、漢那、石川、前原、胡差、知念として列挙している。沖縄島の収容所は北部に集中していたが、これは、中部・南部が焦土と化し、不発弾が未処理であったことに加えて、中部・南部は1945年11月段階ですでに大部分が戦略部隊の使用目的で占領の継続が予定されていたことによる（若林千代1999：19－21）。

1945年8月15日、米軍政府は各収容所の代表を集めて「仮沖縄人諮詢会」を開催し、この場で「沖縄諮詢会」の設置が発表された。いわゆる玉音放送の日と重なったことについて、米軍副司令官ムーレー大佐は「軍政府の方で今日の集りを計画した時は、日本政府がポツダム宣言に依り和を請い戦争が終ると言うことは予期しなかった」と述べている（諮詢会記録：4）。同日の仮諮詢会に集められた地区代表のなかには具志堅宗精、山田有幹らの名前もある。

8月20日、第二回の仮沖縄人諮詢会で15人の委員が選出され、8月29日の第一回沖縄諮詢会で委員長に志喜屋孝信が選出され、委員らが各部部長として任命された。このとき、総務部長に又吉康和、社会事業部長に仲宗根源和が就いた。のちに対立する又吉康和と仲宗根源和であるが、「はじめは至極仲がよかった」（松岡政保1987：228）という。

社会事業部では、(1) 食糧、(2) 衣料、(3) 住宅、(4) 移動、(5) 行方不明さがし、(6) 養老院・孤児院、(7) その他救済関係、の事務を分掌した（山田有昂1955：245）。このうち「移動」は1945年10月から始まった旧居住地への住民の帰還に関する事務を指す。また「行方不明さがし」は、各地から集まってくる行方不明調査願をもとに照合がなされていたという（仲宗根源和1973：119）。1945年10月3日の『うるま新報』から各収容所に設置された孤児院・養老院の在院者名簿が掲載されていることが丹野喜久子（1999：3）によって指摘されているが、これも行方不明の家族を捜すために役立っていたと思われる。

9月13日、軍政府は「地方行政緊急措置要綱」を発表し、9月20日に市議員選挙、9月25日に市長選挙を行わせた。これにより、石川、辺土名、田井等、漢那、宜野座、古知屋、久志、瀬嵩、前原、胡差、知念、平安座の12市が成立する（沖縄市町村三十年史上巻1983：34）。9月26日、新しくつくられた市の行政機構について軍政府と諮詢会で協議がなされ、各市に「社会事業課」が置かれることとなった（諮詢会記録：88）。翌27日の市長会では、仲宗根社会事業部長から「衣食住

は市では社会部に属し、孤児院、養老院は社会部に属す。分散家族は庶務課と社会課に属す」と報告されている（諮詢会記録：90）。諮詢会社会事業部に準じて、衣食住、移動、行方不明に関する事務が求められたということであろう。

社会事業部では、「地方各市の関係課の連絡及び各市の状況等を互に参考にする必要上、各市社会事業課からの報告を編集して」（仲宗根源和1973：141）、「社会事業部週報」を作成した。第1号は12月10日付であったという（同前：141）。現在、12月24日付の第3号が沖縄県公文書館に所蔵されている<sup>(1)</sup>。それを見ると、表題の「社会事業部週報」に添えて、英文で「Weekly／Public Welfare Reports／From Various City」と記されている。

記事の項目を挙げると、次の通りである。

食糧配給に点数制－トップ切り石川市で実施

愁眉を開く－田井等市の食糧復旧

集団移動-町村再建の先遣隊－宜野座市-首里再建へ先遣隊繰り込む

行方不明者－発見のよろこび

衣食住安定への途-社会事業部中央部員の会合

油断するな－仲宗根部長

中央部員とは－職責の重大さを誇れ

マラリヤ地帯から移せ-北部地区の惨状訴ふ

SMOOKING ROOM－美しい贈物

SMOOKING ROOM－大コーラス団

人事往来

この社会事業部週報は、その後、軍の許可なく刊行したとの理由で発行を禁じられた（仲宗根源和1973：165）。発行禁止の時期は不明である。

ところで、上記の「社会事業部週報」第3号のなかで、「中央部員」「地方部員」についての説明があるが、これは当時の配給機構を知るうえで参考となる。それによると、社会事業部では12月18日に中央部員の第一回連絡会を開催し、仲宗根部長から次の通り説明があった。「本部常置部員とともに直接民衆と接触し、重大な衣食住問題の現実を掴み、生活安定の鍵を握って、その活動如何は直ちに住民の生活に影響する」、「中央部員並に地方部員は各市に大体三名、地方部員は各区に大体一名の割で設置してゐるが、この外に約二割程度の婦人中央部員を加へ

ることになってゐる」、「中央部員は徒らに市のアラを拾ふのでなく」「どの地区にどう云ふ調子に配給が行はれてゐるか凹んだところがあったらこれを埋め、常に大局的に眺めて」「地方部員と提携してその市の配給事情を本部に連絡し」てもらいたい。

「中央部員」「地方部員」については、山田有昂（1955：245）の「諮詢委員会社会事業部系統図」<sup>(2)</sup>に記されているが、その活動はこれまで明らかになっていなかった。仲宗根の説明によれば、区と市に地方部員が置かれ、それとは別に市ごととに中央部員が置かれ、中央部員は諮詢会社会事業部と地方部員との連携を橋渡しする役割が求められていたことが分かる。

10月23日、軍政府は旧居住地への住民の帰還を認める指示を出した（指令第29号「住民再定住計画及び方針」）。そして旧居住地への住民の帰還が始まると、12月4日に米軍政府は「村行政の組織」（指令第58号）を出した。これにより、旧居住地では戦前の村機構を基礎に複数の村を含む地区に再編された。西敦子（2006）は、軍政地区が粟国島、知念、辺土名、伊平屋、石川、糸満、宜野座、コザ、久米島、久志、前原、田井等に改編されたとしている（西敦子2006：113）。また、これにともなう9月に公選された「市長と議員は自ら失格消滅することに」（沖縄朝日新聞社編1953：39）になった。

11月6日、軍政府は帰還した住民に対しても食糧の無償配給を当分続けていくことを発表した（沖縄食糧株式会社創立50周年記念史編集委員会2000：9）。この頃の配給は、区や班という単位で行われていたと考えられる。「村行政の組織」では、各村を旧字の境界にしたがって区分し、それぞれ区長を置くことを認めていた。また、収容所で住民を編成する基礎的な単位として用いられていた班が帰還先の旧居住地でも存続し、住民は班長会や部落会を組織して地域行政を運営していたという（西敦子2006：116）。ちなみに、収容所における班については次のような記述がある。「収容所所在の部落ごとに住民の中から最初に班長ついで区長、村長を任命し、各部落毎に配置された米軍将校の指揮監督の下に、農耕、建築、衛生班等の作業隊の編成ならびにその督励、軍支給の食糧その他諸物資配給、住民の割当、救出民の受入等の仕事に従事せしめた。〔中略〕これ等の班長、区長、村長等は、戦前車力の親方とか、労働者の親方とか、行政に無経験の者が多かった」（沖縄朝日新聞社編1953：38）。

帰還先の旧居住地で社会事業課が置かれたのかどうか不明である。行政機構では、「元住民が帰還した村の臨時組織は、前村役場吏員を再任命し、これ等の村吏員は新選挙が施行されるまでその職をとる」（沖縄朝日新聞社編：39）こととなり、1946年4月4日に住民の旧居住地復帰による行政機構改革にもとづき戦前の市町村長をそれぞれ市町村長に任命している（行政記録：5、沖縄市町村三十年史上巻1983：38）。配給機構をみると、1946年4月26日軍政府覚書「配当配給量および配給制度」により、7ヶ所の地区中央倉庫を民政府管理とすること、各市町村直営の販売店を新設すること、が指示されている（沖縄食糧株式会社創立50周年記念史編集委員会2000：17）。この時点ですでに諮詢会社会事業部は廃止され、配給業務は商務部の物資配給局の所掌となっていたが、「倉庫〔＝地区中央倉庫〕の下には各市町村の配給課が」設置されていたという（沖縄市町村三十年史上巻1983：47、執筆は稲嶺成珍）。

### 3. 沖縄民政府

1946年4月26日、沖縄民政府が設置される。民政府の設置にさきがけて4月8日の諮詢会で民政府における新たな「社会事業部機構案」が承認されていた。しかし、4月18日に仲宗根源和からの辞任表明があり、これにともなって社会事業部は廃止されることとなった。社会事業部廃止のはっきりとした理由は明らかでないが、背景として仲宗根源和と又吉康和の確執が多くの当事者によって指摘されている<sup>(3)</sup>。

社会事業部が廃止されたことにより、その業務は民政府の総務部社会事業課に引き継がれた。このとき社会事業課に入った安次富長昌によれば、元の社会事業部員は「全員がやめてしまった」（安次富長昌ほか1962：264）という。1946年4月29日諮詢会の経済小委員会のなかでは軍政府から「社会事業部の跡はあちこち散って居たが」と問われたのに対して、又吉康和が「山田氏が引受けた。必要な人物も採用した」と返答している（諮詢会記録：543）。部長である仲宗根源和の辞任にともなって、部員は職掌から解かれた、ということであろう。代わって、又吉康和の呼びかけで山田有幹、山田有昂、安次富長昌、仲嶺盛竹の4名が集められ、総務部社会事業課の業務がはじめられた（石井洗二2005：26）。

沖縄民政府にとって最初の課題は、貨幣経済への移行であった。配給に関しては、賃金制度の復活にともなって無償配給の停止と有償配給への移行が求められた。全住民への無償配給は1946年6月5日限りで終わり、6月6日から有償の配当配給となった。すなわち、「一ヶ村平均五ヶ所の割」で「販売店」を設置し、「軍政府に依り指定されたる小売価格」で物資を販売することとなり、食料については「規定の「カロリー」 最高制限量の範囲内」で住民自身が「選定購入」できることとなった（1946年4月26日「配当配給量及び配給制度」琉球史料第一集：161）。

全住民への無償配給が終わったことにともなって、販売される食糧等を購入することのできない人びとを救済するための新しいしくみが必要となる。すでに諮詢会の社会事業部では、来るべき貨幣経済下における救済制度に関して準備を始めていた。1946年2月25日の軍民協議会で軍政府側から「救済機構を作って出して貰いたい」と促されたのに対して、仲宗根は「目下準備しつつある。一応諮詢会に諮って提出します。殆ど九分通り出来て居る」と返答している（諮詢会記録：318）。

民政府設置に際して社会事業部が廃止されたことに関連して、山田有昂は「諮詢会の社会事業部からの資料引継ぎが全然ないから、どうしてよいのかわからない」状況であった、と振り返っている（山田有昂ほか1996：51）。また、安次富は「前任者が一人もいないから、どんな書類があったのか、どういう調査ができていたのか皆目わからないありさまで結局、はじめからやりなおしということになった」（安次富長昌ほか1962：264）と振り返っている。

しかし、救済機構や救済規程の基本的な枠組みは仲宗根源和の下ですでにかたまっていたと考えられる。救済機構については前述の通り1946年2月頃から社会事業部で検討が始められ、救済委員を市町村長の下に置くのではなく「委員会」の運営による案が作成され、1946年3月4日に諮詢会から軍政府に提出されていた（石井洗二2005：21）。そして軍政府は4月12日「貨幣経済下における社会救済事業機構」を布告し、「各村毎二五名ノ委員ヲ以テ成ル救済委員会ヲ設置」することなどを指示（沖社協1971：531）、民政府はこれを受けて4月30日「村救済委員会設立ニ関スル件」を通知した（琉球史料第五集：1）。救済規程についても3月に諮詢会で協議されている（石井洗二2005：21－23）。5月6日の軍民連絡会議では軍政府から「アーレン少尉と仲宗根委員が取り決めた救済規定があるか」と問わ

れたのに対して、志喜屋知事が「あります」と応じ、「(津嘉山書記其案を示す)」と記録されている(民政府記録1:18)。

その後、民政府総務部で検討がなされ(石井洗二2005:31-34)、1946年6月13日「救済規程案送付ノ件」の通知により「沖縄住民救済規程(案)」「沖縄住民救済規程施行細則(案)」が各市町村に示された(琉球史料第五集:2-3)。それによると、救済の対象は「沖縄住民ノウチ基準生活ヲ営ミ得ザルモノ」で、生計維持者がなく自活できない、失業のため自活できない、生計維持者の収入で基準生活費の全部を維持できないという3つのいずれかに該当する者とされ、費用は軍政府負担で、食糧、衣料、日用必需品、燃料(薪炭)などが現物給付されることとされていた。また、市町村に「救済委員会」が設置されることとなり、住民は「救済調査員」を通じて市町村長に「申請」し、市町村長は申請書を救済委員会に送付、救済委員会は「救済該当ノ可否及救済程度」を審議し、要救済者に対して「救済票」を交付すること、などが規定されていた。

軍政府は救済機構の整備を指示すると同時に、1946年5月3日沖縄群島知事に指令を出し、貨幣経済制度の復活にあたって「失業者」の生活水準を維持させるための準備を指示していた(琉球史料第五集:233)。これを受けて、6月17日に労務部長・総務部長発、各市町村宛「失業者救済措置二関スル件」(琉球史料第五集:233-234)が発せられている。それによれば、「失業者ニシテ且ツ「生活救済該当者(中央銀行預金無キ者)」は、建設・生産作業等に動員し、賃金の代わりに「被救済者トシテ総務部社会事業局ヨリ従前同様「生活物資」ヲ支給スル」こと、とされている。また、7月2日の総務部長通知「失業者救済措置二関スル件」では、「自家農耕ヲナス者非〔被か?〕救済ノ可働者ト同等ナ取扱ヲナスコト」と補足している。6月13日の救済規程では失業のため自活できない者も対象に加え、食糧等の支給が規定されていたが、6月17日の通知により稼働能力者は作業に動員し、賃金の代わりに無償配給を受けるというかたちで「救済」がなされることになった、ということである。

この時期の史料に、1946年7月沖縄知事から軍政副長官宛の「宜野座地区在住ノ那覇市民救済二関スル請願書」<sup>(4)</sup>がある。その内容は、那覇市民は各地区に分散居住しているが大部分が商工業者と労銀生活者で農耕には適さずまた大多数が軍作業地域を遠く離れた北部に在住している、特に困っているのは食糧事情の悪い

宜野座地区在住者である、宜野座地区在住那覇市民稼働者384人分を早急に宿舍売店等を設備の上、彼らを適当な軍作業へ就労せしむるようお願いいたします、というものであった。

1946年頃、住民のほとんどが農業、公職員、軍作業に就いていた（沖縄朝日新聞社編1953：180）。1946年12月の要就業者に対する割合では、農林業58.16%、公職員及び自由業11.78%、軍作業10.33%とある（民政府労務課調、同前：180）。また、当時の賃金水準が非常に低かったため公務員や軍作業より「むしろ食糧自給のための耕作に従事する」傾向が強かったという（島袋邦1975：126）。請願書は、そのようななかで非農家の無業者を軍作業に充てることで「救済」の途をつくろうとした、ということであろう。

ちなみに、諮詢会社会事業部の人員を刷新するかたちで総務部に設置された社会事業課であったが、その7ヶ月後の1946年12月1日には民政府機構改革により総務部から独立し、改めて社会事業部となっている（行政記録：8、官制改正は1947年1月4日）。部長は引き続き山田有幹、部員は稲嶺成珍（庶務課）、安次富長昌（社会事業課）、山田有昂（社会救済課）らであった（照屋榮一1984：127）。

この後、救済に関する部署はたびたび改組される。1948年4月1日、民政府機構改革により社会事業部は廃止され、再び総務部社会事業課となった。このとき、山田有幹（社会事業部長）と山田有昂（社会救済課長）は民政府を辞め、軍政府・社会事業部に移った（石井洗二2005：58）。1946年12月に総務部から独立した社会事業部が、1948年4月再び総務部社会事業課となった理由については不明である。課長には、1946年4月総務部社会事業課の発足時に山田有昂とともに山田有幹によって召集された安次富長昌が就いた（『うるま新報』1948年4月2日）。

その8ヶ月後の1948年12月8日、総務部社会事業課がふたたび社会事業部へと独立した（行政記録：13）。社会事業部長は引き続き安次富長昌である（1949年1月4日付、行政記録：14）。社会事業部の再設置に関して、1948年11月19日の部長会議で志喜屋知事が「社会事業課が軍医隊長の希望により部に昇格した」と報告している（民政府記録2：95）。11月に配置された厚生員<sup>(5)</sup>に関連して、軍政府から民政府に機構改革の指示があったのかもしれない。

その1年後の1949年12月28日、民政府機構改革により、社会事業部、情報部、文教部が合併して社会部となり、社会部長には山城篤男が就いた（行政記録：19）。

社会部の機構は、庶務課、学務課、成人教育課、情報課、社会事業課、婦人課というものであった（照屋榮一1984：128）。

## 4. 救済状況

1946年8月から日本本土や旧植民地からの引揚者の帰還が始まる。引揚者数については統計ごとにさまざまな数値があるが、若林千代（2003）が示す米軍政府の統計にあらわれる数値によれば、1946年8月～12月琉球列島全体でおよそ20万5000人、1947年上半期には21万人に達し、このうち奄美、宮古、八重山への引揚者を差し引くと、およそ15万人前後が沖縄島に流入したと推定されるという（若林千代2003：245）。

引き揚げが始まったことが要因となり（我喜屋良一1971：35）、救済人員は6月64,224人、7月71,917人であったところ、8月94,602人、9月97,665人と増加した（表を参照）。これを受けて社会事業課では1946年9月3日「救済二関スル件」を市町村に発し、稼働能力者への救済を禁止した（琉球史料第五集：4）。1946年10月18日『うるま新報』によれば、7月現在の被救済者71,917人のうち稼働能力者25,697人を被救済者から除外したとある。稼働能力者の内訳は、失業者8,908人、被救済農務者6,050人、被救済有職者739人であった（同『うるま新報』）。また、被救済者71,917人の内訳は、稼働能力者25,697人、15歳以下36,388人、60歳以上6,368人、病人不具癱疾者3,464人と報じられている（同『うるま新報』）。

ところで、このとき社会事業課長の山田有幹が救済削減の理由として、「自活の道を持つものが貯金額の減少を口実にして救済を望む余り職を求めやうとしないこと」、「救済を受けてゐる可働能力者が実際は何等かの仕事をして労務者よりはかへって楽に暮して居るのが多いこと」、「農業生産額も相当あがった」、など挙げている（同『うるま新報』）。9月3日通知「救済二関スル件」でも「近時救済二頼り過ギ勤労ノ美風ヲ忘却シ怠惰的風潮有之」と、稼働能力者が救済に頼って就労しない傾向を救済削減の理由として挙げている。また、1946年10月4日『うるま新報』では、「村によっては農作物を一般に配給せずに農耕班で分配し、従つて救済を受けてゐる農耕作業者は割が良いと云ふ現象を呈してゐる」と、農業従事者が救済を受けていることによって生じる不公平を報じている。

1947年になると「鍋、釜、薬缶、急須、茶碗などの世帯道具や、鋤、鎌などの簡単な生産資材の需要に応ずる小工業」（沖縄朝日新聞社編1953：180）が活発となったが、依然として農業従事者が多かった。要就業者に対する農林業の割合は1947年6月59.27%、1948年6月63.79%となっている（民政府労務課調、同前：180）。ただし、1948年の統計では、五反未満の農家が92.4%、しかも、そのうち一反未満の農家が4割近くを占めていた（若林千代2003：252）。そのような零細農家であっても、食糧難の時期に自家用作物を得ることができたわけである。そのため、後述するように、あいつぐ救済削減に際しては農家はその対象とされた。

1947年4月に徴税が開始されたのにもなって、1948年度民政府予算（1947年4月～）が減額され、社会事業部予算も大幅に削られた。これを受けて社会事業部では1947年6月20日「救済人員二関スル件」を発し、救済人員の割当制をはじめた（琉球史料第五集：6-7）。つまり、7月以降の救済について、各市町村ごとに救済人員を割り当て、その範囲内で被救済者を決めることとなったのである。

救済の削減は翌年にも行われた。1948年2月20日『うるま新報』に、食糧品の最高価格引き上げにより予算が不足するため2月から被救済者の削減を行う旨を各市町村に通知したことが報じられている。具体的には、1月の救済人員24,215人を2月以降は16,492人以内に削減する、各市町村とも4割前後の削減となるが復興の進捗している町村はやや大幅に削減し、読谷、北谷、那覇など帰還が済んでいない町村は削減を少なくする、削減は主として農家を対象とする、というものであった（同『うるま新報』）。

さらに、1949年度予算（1948年4月～）で救済費について8割軍負担、2割民政府負担と変更された（石井洗二2005：64）ことにともない、7月からさらに削減が行われた。1948年7月9日『うるま新報』に、復興予算の削減のため7月1日より救済人員を約11,500人に削減する、「各市町村に於て救済者を減員する場合は農家に重点を」置く、「孤児及び一人世帯の老人は養護院入り」を勧奨する、などが報じられている。また、救済者の各地方別人員として、6月が南部（首里、那覇を含む）5,405人、中部6,008人、北部5,423人、計16,836人、7月が南部（首里、那覇を含む）3,556人、中部4,160人、北部3,595人、計11,311人とある（同『うるま新報』）。

山田有昂（1951：60）が「一九四八年二月全八月には民政府方針に従ひ救済人

員の大巾削減があった」と記しているのは、この2月、7月の二度にわたってなされた削減を指しているのであろう。

翌1949年には救済に関して混乱が生じた。1949年1月、インフレを抑制するために食糧価格の引き上げが断行された。これにともなって要救済者が増加することが予想されたため、その対応策として軍政府は1949年2月11日指令「食糧救済」を発し、臨時的な救済を決定した（琉球史料第四集：143）。この臨時救済は民政府によって行われていた通常の救済とはちがい、厚生員を通じて食糧救済証明書を交付し、住民は証明書を村売店に提出し配給を受ける、という手続きがとられた。この臨時救済は2ヶ月限りのもので、4月以降も引き続き救済を受けたい場合は再申請し厚生員が再調査することとなっていた。

軍政府ではこの臨時救済の人員を25,000人と設定していた（1949年3月21日『うるま新報』、「軍財政部では物価値上げによる二月三月の救済人員を二万五千人を限度とする旨軍社会事業部に通達した」）。しかし、実際には2月43,500人、3月33,184人、と大幅に超過することとなった。救済費も、2ヶ月の合計で8,128,604円に達した（表を参照）。

1949年2月25日定例部長会議で社会事業部長の安次富長昌が「救済指令報告。二月・三月の救済費は軍負担」と報告している（民政府記録2：161）。2月、3月の臨時救済は全額軍政府負担とされていたということである。ところが、この2月、3月の臨時救済費が軍政府から支出されなかったようである。1949年9月22日通知「救済人員減員に関する件」に「救済資金は増加されなかった、三月一杯支払うことになっていた予算は一月末で支出してしまった、二月と三月に与えられた救済額は八百万を超えている、これは一九四九年四月一日から一九五〇年三月三十一日に至る資金千六百万円から支払わなければならなかった」と記されている（琉球史料第五集：11）。つまり、社会事業課の1949年度予算（～1949年3月）は1月で使い切ってしまい、2月、3月の救済費が支出されなかったため、その分は1950年度予算（1949年4月～1950年3月）で負担しなければならなくなった、ということである。

表：救済状況（1946年6月～1951年12月）

| 年月      | 人員     | 金額（B円）       | 年月      | 人員     | 金額（B円）       |
|---------|--------|--------------|---------|--------|--------------|
|         |        |              | 1949年1月 | 11,553 | 257,764.50   |
|         |        |              | 2月      | 43,500 | 5,410,106.46 |
|         |        |              | 3月      | 33,184 | 2,718,497.90 |
|         |        |              | 4月      | 25,782 | 2,095,700.89 |
|         |        |              | 5月      | 23,925 | 2,145,402.06 |
| 1946年6月 | 64,224 | 407,682.50   | 6月      | 23,821 | 1,913,703.30 |
| 7月      | 71,917 | 1,479,153.50 | 7月      | 23,807 | 2,349,355.40 |
| 8月      | 94,602 | 1,779,024.56 | 8月      | 22,690 | 2,222,084.40 |
| 9月      | 97,665 | 1,817,838.74 | 9月      | 16,473 | 1,982,569.80 |
| 10月     | 86,456 | 1,257,253.53 | 10月     | 11,603 | 1,389,510.90 |
| 11月     | 58,107 | 924,156.20   | 11月     | 11,774 | 2,069,465.00 |
| 12月     | 42,857 | 402,524.30   | 12月     | 11,848 | 2,145,875.60 |
| 1947年1月 | 42,623 | 474,963.13   | 1950年1月 | 11,964 | 1,438,833.40 |
| 2月      | 43,402 | 471,972.60   | 2月      | 11,490 | 1,175,756.40 |
| 3月      | 43,148 | 757,737.43   | 3月      | 11,332 | 369,999.80   |
| 4月      | 39,844 | 354,192.42   | 4月      | 10,732 | 991,556.80   |
| 5月      | 39,892 | 354,080.48   | 5月      | 10,490 | 947,160.76   |
| 6月      | 39,340 | 402,871.47   | 6月      | 10,499 | 828,449.37   |
| 7月      | 26,459 | 254,038.19   | 7月      | 10,494 | 699,867.07   |
| 8月      | 28,263 | 119,095.15   | 8月      | 10,518 | 991,214.98   |
| 9月      | 25,579 | 293,136.62   | 9月      | 10,534 | 918,218.92   |
| 10月     | 25,429 | 224,386.09   | 10月     | 10,574 | 796,780.36   |
| 11月     | 25,251 | 234,153.22   | 11月     | 10,585 | 828,062.98   |
| 12月     | 24,820 | 301,207.36   | 12月     | 10,598 | 874,355.47   |
| 1948年1月 | 24,271 | 329,248.39   | 1951年1月 | 10,642 | 347,393.30   |
| 2月      | 16,643 | 226,208.80   | 2月      | 10,744 | 344,511.20   |
| 3月      | 16,610 | 347,001.51   | 3月      | 10,874 | 1,079,403.40 |
| 4月      | 16,550 | 292,292.40   | 4月      | 10,912 | 362,649.90   |
| 5月      | 16,760 | 291,322.50   | 5月      | 10,990 | 409,158.30   |
| 6月      | 16,717 | 297,703.90   | 6月      | 11,089 | 420,080.70   |
| 7月      | 11,458 | 194,572.40   | 7月      | 11,152 | 424,333.80   |
| 8月      | 11,240 | 201,521.30   | 8月      | 11,165 | 429,077.00   |
| 9月      | 11,510 | 163,102.00   | 9月      | 11,064 | 421,811.70   |
| 10月     | 11,441 | 297,178.60   | 10月     | 10,240 | 244,935.90   |
| 11月     | 11,434 | 371,775.60   | 11月     | 19,370 | 281,024.00   |
| 12月     | 11,540 | 299,973.70   | 12月     | 22,148 | 2,540,246.00 |

出典：沖縄朝日新聞社編『沖縄大観』（日本通信社、1953年）163頁。

また、2ヶ月限りの臨時的な措置であったが、各市町村では4月以降も引き続き救済が行われていたようである。1949年7月7日「被救済者並びに之に対する食糧配給に就いて」では、4月以降も稼働能力者が引き続き救済を受けていることを咎め、その分の費用については市町村に支給しないことを通知している（琉球史

料第五集：10)。2月、3月の軍政府による臨時救済は稼働能力の有無を要件にしていなかったが、そうした稼働能力のある被救済者に対して4月以降も引き続き救済を行っている市町村があった、ということである。臨時救済の再申請であれば稼働能力の有無は問われないが、通常の民政府による救済では稼働能力者は救済の対象とはならない。その区別があいまいなまま、2月、3月に救済を受けた稼働能力者に対して、4月以降も救済がなされていたのであろう。表にあるとおり、4月25,782人、5月23,925人、6月23,821人、7月23,807人、8月22,690人と、2月、3月よりは少ないが、1月までと比べて二倍以上の人員が救済を受けている。その後の通知のなかで、1949年7月末の被救済者23,800人のうち12,800人が要救済者であった、と記されている（1949年9月22日「救済人員減員に関する件」）。つまり、半数近くが規定外の救済であった、ということである。

さらに、1950年度予算（1949年4月～）では救済費について6割軍負担、4割民政府負担となった（石井洗二2005：65）。1949年3月21日『うるま新報』に「食糧値上げによる救済費は約一千六百万円を見積られており、軍政府ではその六割八、四三七、三四九円を支出し、残り四割五、六二四、八九九円は民政府明年度通常予算より支出することになった」とあるのは、臨時救済の救済費ではなく、1950年度予算による通常の救済費のことである（前記通知のなかにあった「一九四九年四月一日から一九五〇年三月三十一日に至る資金千六百万円」という金額とも整合する）。

このような事態を受けて、社会事業部は1949年8月17日「救済人員減員について」を発し、「予算の都合」により9月1日以降の救済人員の割り当てを減員することを各市町村に通知した（琉球史料第五集：10－11）。1949年8月19日『うるま新報』に報じられた内容によれば、救済人員は約3割減員して16,285人に制限することになったという。

各市町村の救済人員の割り当てを減らすと同時に、民政府は10月以降の救済費について軍政府に全額軍負担の追加予算を申請した。これに対して軍政府から「不正救済の絶無を期せ」という注意を受けた民政府では、1949年9月22日「救済人員減員に関する件」を各市町村に通知し、10月の割り当て人員を再度減員することと、被救済者の整理の方法について詳細に指示するとともに、被救済者の整理を9月中に行わなければ10月からの救済は全面的に停止することが伝えられた

(琉球史料第五集：11－13)。こうした一連の措置により、救済人員は9月16,473人、10月11,603人と減少し、1月までと同じ程度の人員に落ち着いたのである(石井洗二2005：72－74)。

1949年11月17日沖縄知事から軍政官宛「被救済者の移動に就て」<sup>(7)</sup>では、石川、金武、宜野座、久志村に当時居住していた那覇市民のうち被救済者の世帯数と人数を具体的に示し、これについて那覇あるいは那覇付近への移動ならびに家屋の建設を要請している。これも、被救済者の整理の一環であったと考えられる。

## 5. 託児所

1947年2月20日、沖縄民政府令として「託児所規則」が制定、施行される(『沖縄民政府公報』1947年2月20日)。なぜ、この時期に託児所が制度化されたのだろうか。

託児所規則では、「住民ノ労務能率増進ニ資スルト共ニ幼児ノ保護保健ヲ図ル」(1条)ことを目的に、「保護者ノ希望ニ依リ」2歳以上6歳未満の幼児をあずかること(2条)、施設は知事の認可を受けて市町村長が設置し(4条)、経費は全額が民政府の負担(5条)、職員として所長と若干名の「養護婦」を置くこと(7条)、などが定められている。これについて、「制定された背景には、女性の就労と保育への対策があったと考えられる」(丹野喜久子1999：4)という説明が一般的である。

託児所そのものは、前年の11月に那覇で開所していたようである。1946年11月22日『うるま新報』に、「沖縄で最初の試みである常設託児所の設立が認可され」「開設する運びとなった」と報じられている。記事によれば、経費は全額が民政府の負担となるが「市で管理する」、敷地500坪にコンセットを設置し、職員として所長以下14人、収容児は5歳以下の200人とある。ここには「開設する運びとなった」とあるが、後述する1948年7月30日『うるま新報』でも「社会事業課が託児所を設置したのは一昨年十一月」と記されているため、1946年11月に設置されたのだと思われる。

また、託児所規則が制定された後の1947年3月28日『うるま新報』には「先に那覇、首里に託児所の設置を認可し」たが、新たに真和志にも「真和志校区安里

校区の二ヶ所に託児所設置を認可し四月一日開所する」と報じられている。さらに、託児所閉鎖を報じた1948年7月30日『うるま新報』には「現在は那覇、首里、真和志、小禄〔禄〕、高嶺、宜野湾の六箇所」とある。つまり、1946年11月に那覇に設置された後、翌年3月までに首里、4月に真和志、安里の2ヶ所に設置され、1948年7月現在では那覇、首里、真和志、小禄、高嶺、宜野湾の6ヶ所に設置されていたということである。また、1948年7月現在で6ヶ所合計の在籍児は554人、職員数は54人であった（同『うるま新報』）。

ところで、託児所設置の目的について、那覇の託児所設置を報じた『うるま新報』では「女子の過剰は戦後人口動態の常であり」「可動者の比率は遙かに女子が多く女子労務者なしには到底労務調整が成り立たず、一方女子労務員の障害となつてゐた乳幼児の心配を除くため」と説明されている。これは、託児所規則に掲げられた「住民ノ労務能率増進ニ資スル」という目的と同じ説明である。

事実、1946年1月15日現在の諮詢会社会事業部調査によると、人口326,625人<sup>(8)</sup>のうち、1歳～15歳が人口全体の約4割（42%）を占めている。一方で、16歳～60歳の男性は全体の約6分の1（16%）と少なく、特に21歳～60歳の男性は人口全体の約1割（12%）である。これに対して、21歳～60歳の女性が全体の4分の1（25%）を占めている（諮詢会記録：603）。男性の多くが地上戦によってうしなわれ、女性が労働力として求められていたことが示されている。1950年12月の国勢調査でも女性（全琉球）485,505人のうち64,513人が「寡婦」で、「その大部分が今次大戦で夫を喪った人々」と記されている（琉球史料第四集：5）。

したがって女性の就労と保育への必要から託児所が求められていたことは間違いない。ただし一方で、那覇、首里の託児所では「被救済者の児童を優先的に村内労務や農耕作業に出る家庭の三才から五才までの児童を入所」させていた、という状況も報じられている（『うるま新報』1947年3月28日）。「労務調整」そのものは社会事業課の管轄ではないが、それを掲げることで軍政府の了解を得ることができたのであろう。そのうえで、社会事業課では被救済者を減らす方策として託児所の設置が進められていたのではなかろうか。

しかし、1948年7月に軍政府は託児所の閉鎖を命じている。『民政府記録』には7月20日の軍民連絡会議で軍政府から「託児所閉鎖の件（指令）」と記されている（民政府記録2：18、指令文は不明）。また、それを報じた1948年7月30日『うるま

新報』では「去る15日軍政府は志喜屋知事宛これら託児所を八月一日限り閉さ〔鎖〕するよう指令してきた」と記されている。閉鎖の理由は、「託児の数に比して職員が多く、予算がこれの存続を許さない」というものであった（同『うるま新報』）。1949年度予算（1948年4月～）として「託児所費、救済費」が予定されていたが（1947年11月21日定例部長会議における1949年度沖縄民政府予算編成方針の説明、民政府記録1：520）、1948年の2月と7月には救済の削減がなされており、そのような状況では託児所の人件費を負担することが難しくなったのだと考えられる。

また、1948年12月31日現在の「沖縄群島労務状況」によれば、人口545,403人のうち、1歳～15歳が人口全体の41%、16歳以上の男性は26%、16歳以上の女性は33%となっている（琉球史料第五集：156）。1946年1月現在の人口割合と比べて、1歳～15歳の割合に変化は見られないが、16歳以上の男性の割合が16%から26%に増加している。こうした人口構成の変化により、女性の就労働員をうながすことに対する軍政府の関心が薄れたことが背景にあったのかもしれない。

## 6. 宮古、八重山、奄美における救済

ところで、沖縄住民救済規程が施行されたのは沖縄島のみで、宮古、八重山では、戦前からの救護法による救済がおこなわれていたという指摘がある。

「宮古、八重山に於ては「救護法」が救済法規として、その手続方法についての役割を果たしてきた」（喜舎場信方1955：30）。

「沖縄群島では「沖縄住民救済規程」が、奄美、宮古、八重山の3群島では救護法がその役割を果たしていた」（琉球政府厚生局1964：9）。

まず、『行政記録』により、宮古、八重山の行政機構の変遷を確認しておきたい。

宮古では、1946年1月22日機構改革により総務、教学、財務、農林、衛生、土木、産業の7課と郵便局、警察署を設置。12月31日教学課を文教課に改称、このとき課長に砂川恵敷が任命される。1947年1月14日機構改革により一房八部制となり、文教課は文教厚生部に改組、部長は引き続き砂川恵敷が就いた。2月2日支庁長の辞任により具志堅宗精が支庁長に任命される。3月21日宮古支庁を宮古民

政府に改め、支庁長を知事に改称、初代知事には具志堅宗精が留任した。7月4日民政府機構改革により文教厚生部を文教部と厚生部に分離、文教部長は砂川恵敷、厚生部長は下地徹となった。1948年3月15日厚生部長辞任により、奥平朝親が部長となる。11月19日厚生部長に垣花実令が就任、1950年3月31日厚生部長に宮国泰誠が就任した。

八重山では、1945年12月15日郡民大会開催、自治会を結成。12月28日支庁長任命、1946年1月16日八重山支庁開庁、7部制となる。1月24日自治会解散。10月21日支庁機構改革が行われ、このとき文化部長に崎山用喬が就いた。1947年1月24日八重山支庁を八重山仮支庁と改称、また機構改革により文化部は教育厚生部となり、部長は引き続き崎山用喬が就いた。3月21日八重山仮支庁を八重山民政府に改組、支庁長は知事に改称。1948年4月5日教育厚生部長辞任により富川盛正が部長となる。7月3日教育厚生部を文教部に改称。10月31日文教部長辞任により部長に高宮広雄が就いた。

救済に関しては、八重山で「八重山厚生委員会」が設置されている。『行政記録』には、1946年1月29日救済食糧の配給開始、4月30日八重山厚生委員会設置、5月1日救済物資の公定価格を定めて配給を開始、と記されている（行政記録：86－88）。この八重山厚生委員会は、貧困者の生活救護などのための機関として組織され、1946年4月30日石垣市11人、大浜町4人、竹富町10人、与那国町3人、計28人が厚生委員として発令された（八重山民政府1950：264）。その後、大浜町1人、竹富町1人、与那国町2人が増員され、1950年現在32人であった（同前：264）。厚生委員は、担当区域内を調査して、要救済者を各市長を通じて民政府厚生課に通報することがその役割であった（同前：264）。戦前の方面委員を踏襲したしくみであったといえる。事実、厚生委員として委嘱されたうちの一人は戦前に方面委員を務めていた。<sup>(9)</sup>

宮古の委員制度については明らかでない。我喜屋良一（1971）と幸地努（1975）に次のような指摘がなされているが、その史料は確認できていない。

「1946年4月、宮古支庁に「厚生委員会」を組織し、米、メリケン粉、食油、とうもろこし等、10余種の生活物資を配給し、1950年5月までに延べ22,191人を救済した」（我喜屋良一1971：38）。

「一九四七年、宮古支庁は救護規程を制定し、同時に各町村に社会保護委員

制度を発足させ、児童を含めての要保護者の救済にあたっている。しかし、保護の要否を決める明確な基準があったわけではなく、その対象は、六五歳以上の老衰者、一五歳以下の孤児、そして寡婦であって一三歳以下の児童を抱えている貧困者に限られ、孤児・孤老に対しては、一月二円以内の給付がなされている」（幸地努1975：15-16）。

幸地努（1975）が記している「救護規程」については、『社会福祉事業十年の歩み』のなかにも同様の記述がある。

「宮古、八重山群島でも、それぞれの運営要項が作られ、救護法に準じ、社会保護委員を方面委員制度にならって任命し業務を施行していたが、その取扱いについては明らかでない」（琉球政府厚生局1964：20）。

また同書では「宮古、八重山群島」の救済基準として、15歳以下の幼者1日1円以内、60歳以上の高齢者1日1円以内、13歳以下の幼児をかかえる寡婦1人につき1日1円以内と記されているが、やはり典拠史料は明らかにされていない（琉球政府厚生局1964：20）。

これまでに確認できた史料のなかでは、「八重山列島項目別統計表 1950年度」<sup>(10)</sup>のなかに、「厚生救済人員統計表」があり、石垣市、大浜町、竹富町、与那国町の各市町別・月別に「厚生」の世帯数と人員が記されている。おそらく、宮古でも同様の救済がなされていたのであろう。ただしそれは、「救護法がその役割を果たしていた」「救護法に準じ」というよりは、救護法と同じ程度の救済が応急的になされていた、ということであったと考えられる。

また、奄美に関しても『奄美大島の現況（第二版）』に所収の表「要救護者の激増」で1947年から1952年までの「要救護者数」が1947年4,688人、1948年6,454人、1949年6,686人、1950年7,150人、1951年7,274人、1952年8,547人と記されているが（鹿児島県1953：20）、これも同様に救護法と同じ程度の救済が応急的になされていたものと考えられる。

## 7. おわりに

諮詢会社会事業部においては、仲宗根源和の下で自治的な救済機構が目指されていたといえる。それは、実際の配給単位となっていた区に配置される「地方部

員」を社会事業部が一方的に監督するのではなく、「中央部員」が地方部員と連携して配給の不均衡などを是正することとされていたことから分かる。新たな救済機構として戦前の方面委員を窓口とするかたちをとるのではなく、「委員会」によるしくみを構想したのもその現れであったと考えることができる。

民政府当時の救済は、削減通知の繰り返しであった。ただしその背景には、引揚者の流入、民政府予算の削減、食糧価格の引き上げなど社会的な要因があった。いわば、米軍による占領統治のなかで生じるさまざまな制約に対処した結果である。たとえば、1949年9月の被救済者の整理も、元をたどれば同年2月、3月に実施された軍政府による臨時救済に端を発した混乱の收拾のためになされた方策であった。

託児所は、女性の就労働員をうながすという目的のほかに、被救済者を減らす方策として用いられていたと考えられる。しかしそれも、予算上の制約のために設置後2年足らずで閉鎖が命じられた。

この当時は、地上戦後の米軍政下という制約のなかで、できるかぎりのことを臨機応変に行っていたのだといえる。組織的、計画的な取り組みがなされなかったことを否定的にとらえるだけではなく、混乱した状況を切り抜けたことを肯定的にとらえることも必要であろう。

このような状況も、1950年頃からは様相が変わり、沖縄群島政府と沖縄社会福祉協議会が中心となって組織的な取り組みが始まる。それについては別稿を期したい。

＊本研究は科研費（20530556）の助成を受けたものである。

## 注

- (1) 沖縄県公文書館所蔵、資料コードR 00000455 B「社会史料・社会事業部週報1945年12月24日」。
- (2) そこには「中央委員」「地方部員」とあり、それが琉球史料第四集：80にも収載されているが、正しくは中央部員と地方部員である。また、同じ図が仲宗根源和（1973：310）に掲載されており、その説明として「諮詢会時代の研究資料として本資料を採録しておく。これは社会事業部書記板良敷朝基君の作製せるもので、著者の手もとに保存してある」と記されている

- (仲宗根源和1973：307)。また、「社会事業部系統図解説」として、「中央部員」は「常置部員、地方部員並に市社会事業課と連絡を密にし市に於ける社会事業関係諸事象を調査研究し常置部員並に市社会事業課を補佐し地方部員を指導する」、「地方部員」は「中央部員と連絡を密にし区に於ける社会事業関係諸事象を調査研究すると共に区の社会事業係並に班を補佐し絶えず住民に接触し社会事業の実際に当る」と記されている（仲宗根源和1973：309）。
- (3) たとえば、松岡政保（1972：78－81）。仲宗根源和については、仲宗根源和（1973）のほか、仲宗根みさお（1987）が参考となる。又吉康和については、山田有幹による追悼文（山田有幹1954）があるが、これに関連した言及はない。
- (4) 沖縄県公文書館所蔵、資料コードR00000456B「軍指令及一般文書1946年5-1」。
- (5) 厚生員については、石井洗二（2005：59-61）を参照。
- (6) 地区別には、首里650、那覇300、島尻5,472、中頭5,970、国頭5,030、計16,492と記されているが、首里、那覇が島尻（南部）に含まれているとして計算すると、島尻（南部）、中頭（中部）、国頭（北部）の合計が16,472となる。
- (7) 沖縄県公文書館所蔵、資料コードR00000439B「軍指令及一般文書1949年5-5」。
- (8) これは沖縄島の人口と考えられる。仲宗根源和（1973：311）の資料「一九四五年十月十日現在沖縄本島とその人口」では325,769人とあり、沖縄島の12市別の人口が示されている。
- (9) 藤井深遠氏は1936年11月に方面委員の委嘱を受け、戦後には厚生委員の委嘱を受けたという（石垣市民児協二十周年誌1991：36）。同氏の記録では、1946年4月30日に石垣市12人、大浜町5人、竹富町11人、与那国町5人、計33人の八重山厚生委員を委嘱して、方面委員に代わって救貧活動を行ったという（同前：36）。また、1958年に八重山群島が沖縄社協と統合した後は、同氏が沖縄社協の福祉委員に委嘱された（同前：37、同書の210頁にはその際の委嘱状が掲載されている）。
- (10) 沖縄県公文書館所蔵、資料コード0000062754「八重山列島項目別統計表 1950年度」。

## 参考文献

安次富長昌ほか1962：安次富長昌・山田有昂・外間宏栄・宮城常敏・喜舎場信方・島マス・平安常実・親川富蔵（司会）「戦後の社会福祉事業を顧りみる」沖縄社会福祉協議会『福祉新聞』68号、1962年1月15日（『復刻「福祉新聞」—沖縄社創立40周年記念』沖縄県社会福祉協議会、264-265頁）。

石井洗二2005：『沖縄の社会福祉に関する歴史的研究』石井洗二。

石井洗二2006：「草創期の沖縄厚生園に関する考察－1949年設置から1957年石嶺児童園の分離まで」『四国学院論集』120号。

石垣市民児協二十周年誌1991：『創立二十周年記念誌』石垣市民生委員児童委員連絡協議会。

沖社協1971：『沖縄の社会福祉二十五年－沖社協創立20周年記念誌』沖縄社会福祉協議会。

沖縄朝日新聞社編1953：『沖縄大観』日本通信社。

沖縄市町村三十年史上巻1983：沖縄市町村三十年史編集委員会編『沖縄市町村三十年史・上巻・通史編』沖縄市町村三十年史発行委員会。

沖縄食糧株式会社創立50周年記念史編集委員会2000：『沖縄食糧五十年史』沖縄食糧株式会社。

我喜屋良一1960：「琉球の公的扶助-戦後沖縄社会事業概観Ⅰ」『琉大文理学部紀要』5号、1960年（我喜屋良一『沖縄における社会福祉の形成と展開』沖縄県社会福祉協議会、1994年、所収）。

我喜屋良一1971：「社会福祉」前掲『沖縄の社会福祉二十五年－沖社協創立20周年記念誌』。

我喜屋良一1981：「戦後社会福祉事業のながれ」『沖社協三十年のあゆみ－沖社協創立三十周年記念誌』沖縄県社会福祉協議会。

鹿児島県1953：『昭和二十八年十一月奄美大島の現況（第二版）』鹿児島県。

川添雅由1999：「占領期の沖縄の救済事業－沖縄群島政府設立以前の救済事業に焦点をあてて－」琉球大学法文学部紀要『人間科学』第3号。

喜舎場信方1955：「福祉三法以前の社会事業について」沖縄社会福祉協議会『福祉新聞』8号、1955年1月1日（前掲『復刻「福祉新聞」－沖社協創立40周年記念』30頁）。

行政記録：『行政記録（総合版）自一九四五年至一九六二年』計画局広報課編集・発行。

幸地努1975：『沖縄の児童福祉の歩み』幸地努。

諮詢会記録：沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料・戦後1・沖縄諮詢会記録』沖縄県教育委員会、1986年。

島袋邦1975：「住民の政治的動向」宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法－1945－72年』東京大学出版会。

丹野喜久子1999：「占領下沖縄の児童問題とその救済事業－『うるま新報』から透視してみる」『うるま新報・縮刷版』第2巻、不二出版。

照屋榮一1984：『沖縄行政機構変遷史』照屋榮一。

仲宗根源和1973：『沖縄から琉球へ－米軍政混乱期の政治事件史』月刊沖縄社。

仲宗根みさを1987：『仲宗根源和伝』月刊政経情報社。

西敦子2006：「占領初期における沖縄の地域社会と地方行政」『沖縄戦と米国の沖縄占領に関する総合的研究』（平成14～17年度科学研究費補助金（基盤研究(A)）研究成果報告書）。

松岡政保1972：『波乱と激動の回想—米国の沖縄統治25年』松岡政保。

松岡政保1987：「諮詢委員のうらおもて」仲宗根みさを『仲宗根源和伝』月刊政経情報社、228～229頁。

民政府記録1：沖縄県立図書館史料編集室編『沖縄県史料・戦後2・沖縄民政府記録1』沖縄県教育委員会、1988年。

民政府記録2：沖縄県立図書館史料編集室編『沖縄県史料・戦後3・沖縄民政府記録2』沖縄県教育委員会、1990年。

山田有幹1954：「又吉康和君を憶う」『又吉康和氏—追悼録』沖縄県立図書館・比嘉春潮文庫所蔵。

山田有昂1951：「那覇市社会事業の沿革」沖縄群島政府社会事業課『沖縄群島社会事業概観（第一巻）一般寄稿の部』。

山田有昂1955：「社会福祉」比嘉春潮ほか編集『地方自治七周年記念誌』沖縄市町村長会。

山田有昂ほか1996：山田有昂・城間正孝・前原穂積（司会）「れいめい期的那覇市の社会福祉を回想する」『戦後那覇市の社会福祉の歩み』那覇市社会福祉協議会。

八重山民政府1950：記念誌編纂局編『新八重山』発行者・八重山復興博覧会、発行所・八重山民政府。

若林千代2003：「ジープと砂塵—占領初期沖縄社会の「変容(トランスフォーメーション)」と「変位(ディスプレイメント)」」『沖縄文化研究』29号、法政大学沖縄文化研究所。

若林千代1999：「占領初期沖縄における米軍基地化と「自治」、一九四五—一九四六年」日本国際政治学会編『国際政治』120号。

琉球史料第一集：文教局研究調査課編『琉球史料・第一集』琉球政府文教局、1956年（復刻：那覇出版社、1988年）。

琉球史料第四集：文教局研究調査課編『琉球史料・第四集』琉球政府文教局、1959年（復刻：那覇出版社、1988年）。

琉球史料第五集：文教局研究調査課編『琉球史料・第五集』琉球政府文教局、1959年（復刻：那覇出版社、1988年）。

琉球政府厚生局1964：琉球政府厚生局民生課『社会福祉事業十年の歩み』。

『沖縄民政府公報』沖縄県公文書館・沖縄県公報データベース（<http://www.archives.pref.oki>）

nawa.jp/toppage/film\_archas\_kkouhou.html)。

『縮刷版・うるま新報』不二出版。